

宮城県で魚介類の販売、水産物の加工品製造販売を行っている申立会社について、主要取引先である東北6県及び栃木県の観光ホテル・旅館等が風評被害で来客数が減少したため、申立会社の売上げが減少したことによる逸失利益（間接損害）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 損害項目 | 営業損害（逸失利益）                                 |
| 金 額      | 金 2 5 9 0 万 1 3 4 3 円                      |
| 期 間      | 自 平成 2 3 年 3 月 1 1 日<br>至 平成 2 4 年 2 月 末 日 |
| (2) 損害項目 | 本件和解仲介に関する弁護士費用                            |
| 金 額      | 金 7 7 万 7 0 4 0 円                          |

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として金 2 6 6 7 万 8 3 8 3 円の支払義務のあることを確認する。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第 1 項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が 1 通、被申立人が 1 通をそれぞれ

れ保有するものとする。

また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月17日

(仲介委員 村上義弘)